

## 中世チェコ王国の貴族と王権

薩 摩 秀 登

本稿は、14世紀の初めまでのチェコ王国における、君主と貴族の関係とその変遷を検討したものである。

研究視角は、まえがきで述べられている。

中世の国家を研究する時には、そこに近代的な民族の概念を持ち込まないように、注意しなければならない。特にチェコのように近代の民族主義運動が大きな意義を持った国の場合、この点は特に重要である。中世にすでに、「チェコ人」という均質的な一つの民族によって国家が担われていたように、考えられがちだからである。

そこで本稿では、中世のチェコ国家において、国政にあずかることによって国の代表者としての自覚を養い、国家を担っていったチェコの貴族たちを研究対象とした。具体的には、10世紀の国家形成以来、君主の地位を守ってきたプシェミスル家の王権と、11世紀以降に台頭する貴族たちとの関係、そして、14世紀における貴族たちの権力掌握の過程を、その時代ごとにこの国が置かれた状況と関連させて捉えていく作業が中心となる。

貴族たちを研究の中心に据えたのは、主に次の理由による。第一に、中世チェコ国家についてのチェコスロヴァキアの従来の研究は、王権や王の政策に関するものが主で、貴族たちに関するまとまった研究が少ないためであり、第二に、14世紀の初頭にプシェミスル家が断絶した後は、チェコという国家を維持する上で、王よりも貴族たちの方が、より重要な役割を担ったと考えられるためである。

従って本稿は、中央ヨーロッパを舞台とした近代国家形成の、最初の段階をたどるといふ性格を持っている。

全体は5章と終章より成り、時代を追って貴族と王権の関係を見ていくことになる。

第1章「11, 12世紀におけるチェコ王権の性格」では、12世紀までのプシェミスル家の君主権に関する従来の学説を検討する。

第1節「ブシェミスル朝チェコ国家の誕生」では、チェコ国家が、9世紀の末のモラヴィア王国とフランク王国の双方の衰退に伴い、新たな政治権力として登場してきたことを説明する。当時のチェコは、まだいくつかの部族に分かれていたが、ブラハを本拠とする豪族ブシェミスル家は、他の豪族を排除して、統一的な君主権を築いていった。このチェコの君主は、国制上はローマ王（ドイツ王）からほぼ独立した地位を保ちつつも、対外的にはローマ王の臣下として忠実にその役目を果たし、国際的地位の安定と強化を図った。

第2節「勤務貴族説と豪族層連続説」では、チェコの貴族の起源に関する2つの見解を紹介する。F. グラウスや D. トシェシュテークらの説によると、ブシェミスル家は10世紀のうちに、配下の従士団を率いて他の豪族たちの勢力を排除した。従って、11世紀以降台頭を見せるチェコの貴族たちは、10世紀以前の豪族とは制度的に断絶しており、彼らは皆、君主への勤務を通じて社会的に上昇していった「勤務貴族」であった。12世紀の前半にはすでに有力者たちが一定の資格を持って国政に関与しているのが見られるが、グラウスらの説では、これは君主に勤務していた従士などが急速に貴族領主化していったためと説明される。この説を勤務貴族説と名づける。一方、V. ヴァニェチュクや F. ザイプトなどは、ブシェミスル家登場以前の豪族たちが、その固有の権利領域を守り通したまま、後の貴族に転化していったと考えている。この説を豪族層連続説と名づける。

第3節「奉仕人集落と非自由人」では、前節であげた勤務貴族説の支えとなっている、奉仕人集落についてのトシェシュテークの研究を紹介する。勤務貴族説の主張する通り、ブシェミスル家が従士団を率いてチェコ全土を掌握したとするならば、従士団の保有を可能ならしめた君主の経済的基盤は何であったかを考えねばならない。トシェシュテークは、ブシェミスル家が、家内の非自由人に城の回りの一定の所領を与えて農民として自活させ、同時に手工業などを営ませて、その生産物の一定量を徴収していたことを、当時の証書史料からつきとめた。そのようにしてブシェミスル家には、常に奉仕のための労働力や手工業製品が確保され、これを分与することで、従士団をつなぎ留めたとされる。このトシェシュテークの説は、君主がチェコ全土を家産として掌握していたとする勤務貴族説を、きわめて具体的な形で展開したものとして評価されるべきであるが、ブシェミスル家以外の有力者の所領を初めから研究対象外としている所に、問題が残る。

第4節「自由農民と騎士について」では、12世紀までの証書史料で自由身分とみな

される人々について、その地位を検討する。トシェシュテークは、12世紀初めにチェコで書かれた「コスマス年代記」の記述をもとに、12世紀までのチェコでは土地と人間はすべて君主の所有下にあり、農民はその大半が、君主にのみ従属した自由身分の農民であった、と論じたが、これには反論もある。一方、当時の史料で「騎士」と呼ばれている一種の戦士階層は、すでに上級騎士と下級騎士に明瞭に分かれている。上級騎士は「伯」とも呼ばれ、各地の城に勤務し、13世紀以降の高位貴族の直接の祖先であった可能性が高い。そして、君主の権力は彼らの財産の上にも完全に及んでいたとは言いがたい。また下級騎士は、貴族には含まれないが自由な小土地所有者たちであったと考えられている。このことから、土地と人間はすべて君主の所有下にあったとするトシェシュテークの捉え方は、必ずしも適切ではないことがわかる。

第5節「貴族の所領形成」では、12世紀までの土地所有の形態を観察する。勤務貴族説では、本来土地はすべて君主の所有物であり、各地の城に勤務していた伯その他の有力者たちが、しだいにこれを私物化、世襲化していったと説明されている。しかし、年代記にはすでにレーエン、自由地などといった用語が現われており、現実の土地所有の状況はもっと複雑なものであったと考えられる。また、13世紀までのチェコで行なわれた、貸与者の権利が最終的には失われないヴィースルヒという形式の土地貸与は、君主だけではなく、個々の有力者によっても行なわれていた。

第1章を総括すると、貴族は本来君主に仕える役人であったという勤務貴族説は、12世紀までのチェコの国家構造の一つの特徴を言いあてているが、現実には、君主に依存しない有力者の存在も無視できないことがわかる。土地と人間はすべて君主が所有するという理論も、あくまで君主権の側の理論として年代記などで主張されたと考えるべきである。

第2章「貴族身分の形成過程」では、事実上の所領を築いていった貴族たちが、13世紀を通じてどのように国政に関与していったかを検討する。

第1節「コンラート・オタの法典」では、1180年代から慣習が徐々に書き留められていって成立したと考えられている、チェコ王国（チェコの君主は1212年以降世襲的に王の称号を名乗るので、以下ではこう呼ぶことにする）で最初の成文法といわれるコンラート・オタの法典を史料に、12世紀の末から13世紀初頭にかけての貴族の地位を検討する。各地において君主の名のもとに裁判権を執行する機関としての城や領地管理所の役割は、この時期になっても基本的には失われていない。しかしそこに、その地方

の貴族や騎士が関与し、裁判が彼らの列席のもとに行なわれるのは、もはや当然のこととなっている。また、貴族たちの世襲的な土地所有はこの法典で正式に認められ、男子相続者がいない場合は、女子が相続できることになった。

第2節「13世紀における貴族の政治的活動」では、貴族の政治参加の過程をたどる。1212年に皇帝フリードリヒ2世が発行した「シチリアの金印勅書」は、チェコ王の選出に皇帝権が関与しないことを宣言し、チェコ王選出権は、チェコの貴族だけが持つことになった。チェコ王ブシェミスル・オタカル1世とブラハ司教オントシェイの争いにおいては、貴族たちが使節として活躍し、「ラントの印章」もこの時から用いられるようになる。また、ブシェミスル・オタカル2世がハブスブルクのルードルフと争って戦死した後の混乱期は、ブラハ司教トビアージュを先頭とするチェコの貴族たちの巧みな外交活動によって乗り切られた。後を継いだヴァーツラフ2世は、聖職者を中心とする顧問会議を重視して貴族たちの勢力に対抗する一方で、貴族の所領形成の事実を認め、全国の土地を王の直轄領と一般所領に分け、王は後者からは臨時の税だけが徴収できるものとした。

第3章「国王ヨハンのいわゆる『王位就任文書』について」では、1310年にルクセンブルク家から新国王ヨハンが選出された際、王からチェコ貴族に与えられた、特許状の分析を行なう。

第1節「ルクセンブルク朝開始期の状況」では、13世紀後半から14世紀初頭にかけてのチェコ王の積極的な対外拡張政策のために、チェコ王国が国際的に注目されるようになった一方で、ラント・チェコの担い手としての貴族たちの自覚も強まっていたことを説明する。

第2節「チェコ王ヨハンの選出」では、1306年にブシェミスル家が断絶した後、いかなる経緯でヨハンが選出されるに至ったかを説明する。ブシェミスル家の断絶の後、王位はハブスブルク家に提出されたりしたが、もはや実質を伴わず、国政は完全に貴族に掌握されたといわれる。そこで強力な王の統治を望んだ聖職者たちが、ルクセンブルク家をチェコ王位に招いたと、考えられてきた。しかし、J.スピェヴァーチュクは、ルクセンブルク家のハインリヒ7世も、ローマ王として強力な領土を受け継ぐことを望んでいたものであり、ルクセンブルク家のチェコ獲得は、全ヨーロッパ的な政治動向の必然的な結果であったと説いている。

第3節「文書『A』と『B』の関係」では、ヨハンの特許状といわれる2つの文書

「A」と「B」の関係を検討する。両者の内容は似ているが、「A」で認められている貴族の権利は、「B」のそれにくらべてかなり大きい。また「B」は1311年6月18日にモラヴィアのブルノで発行されているが、「A」には、作成場所と日付が欠落している。「A」は貴族側が特許状の草案として新国王ヨハンに提出したものであるという現在の説を採用して、まず間違いないと思われる。また「B」と同じような特許状がモラヴィアだけでなくチェコでも発行されたか否かについては、意見は分かれている。しかし、年代記に記述がないということは、存在を否定する理由にはならず、同種の特許状がチェコでも発行された可能性は高いと判断される。

第4節「文書内容の検討」では、具体的な内容の検討を行ない、貴族側の要求のどこまでが受け入れられたかを見る。①軍役義務については、貴族は国境を越えた遠征に参加する義務を持たないことが、ほぼ要求どおり認められている。②王が一般所領に課税する権利は、貴族たちが提案したよりも拡大されている。③相続規定に関しては、直系の親族がない場合に最も近い親族が相続できる、という原則がここで復活した。④外国人登用についての規定では、貴族たちは、外国人をいかなる官職にもつせず、またいかなる財産も外国人に委ねないことを王に要求した。しかし、ルクセンブルク家の家領としてのチェコの基礎固めをめざすヨハンとその外国人顧問たちは、この要求をほとんど退けた。

第5節「総括」では、第4節で行なった分析を受けて、貴族たちは王から新たな約束をこの特許状で勝ち取ったと判断する。確かに貴族たちにとって、「A」の内容に比べて「B」の内容は大きく後退しているが、「B」のような約束を王が行なったことだけでも、貴族側としては大きな成果なのである。そしてこの時点で王に受け入れられなかった要求も、この後の現実の闘争の中で実現していったということが、特に重要なのである。

第4章「王と貴族の闘争」では、ヨハンが1320年にチェコの内政を最終的に貴族たちの手に委ねるまでの両者の闘争を通して、現実に両者の関係はどのような形を取らざるを得なかったかを考察する。

第1節「ヨハンの評価をめぐって」では、多くの歴史家たちから、ヨハンの国内での無策ぶりが指摘されていることをまず述べ、次にスピェヴァーチェクによる評価を紹介する。スピェヴァーチェクによれば、ヨハンが国政をチェコの貴族に全面的に委ねたのは、さもなくばチェコ王位そのものを失う危険があったからである。またヨハンはその生

涯の大半をチェコ王国以外の場所で過ごしたとはいえ、彼の精力的な外交活動によって、この時期のチェコ王国の国際的地位が飛躍的に高められたことを、スビェヴァーチェクは強調する。しかしスビェヴァーチェクの研究は、ヨハンの家領政策が中心となっており、この時期にチェコの貴族たちがどのような活動を行っていたかには、あまり触れていない。

第2節「1314年の二重選挙とヨハン」では、14世紀前半の中央ヨーロッパ情勢を形づくることになった1314年のローマ王選挙と、ヨハンの対応を見る。ヨハンは、父ハインリヒ7世の後を継いでローマ王になろうとしたが、ハプスブルク家に敗れてチェコ王位まで失うことを恐れ、上バイエルン大公ルートヴィヒの選出に協力する。しかし結果はルートヴィヒとハプスブルクのフリードリヒとが同時に選ばれる二重選挙となった。

第3節「チェコの主要な貴族たちと、1315年の反乱」では、14世紀の初めに、チェコの高位貴族の中でも特に有力であつたいくつかの家門とその代表者たちについて、まず紹介する。そして、1314年のローマ王選挙を終えてチェコに戻ったヨハンへの彼らの対応を追う。ヨハンはイントシフ・ズ・リバーら貴族の代表者たちに要求され、それまでプラハにいた外国人顧問たちを去らせた。その後1315年から1316年にかけて、「反国王派」の反乱が起こる。1316年4月に和解が成立したが、これは、王権側と、イントシフ・ズ・リバーらの率いる有力家門ロノフ家との妥協という性格が強い。ヨハンは再び、外国人を宮廷の要職につけるようになる。

第4節「ドマジュリツェの和解」では、1317年—1318年の反乱とその和解の性格を検討する。この貴族の反乱に際しては、一部の貴族がハプスブルク家と同盟している。1318年4月にローマ王ルートヴィヒの調停で成立したドマジュリツェの和解で、ヨハンは外国人の顧問に官職を与えないことを最終的に認めた。また、この和解で新たに行なわれた人事を見ると、6つの要職（財務長官、領地管理官、最高裁判官、プラハ城伯、最高マルシャル、最高献酌官）が、チェコ各地の主要貴族に均等に配分されているのがわかる。政治的機能が伝統的にプラハに集中しているチェコにおいて、プラハに常時勤務する要職につくことは、プラハの宮廷での発言権を常に確保するという意味でも大切なことだったのである。

第5章「『貴族の寡頭政治』とその展開」では、ヨハンとの和解によって内政をほぼ完全に掌握したといわれる貴族たちの実権が、具体的にどのようなものであったかを、証書史料に基づいて検討する。比較のために、1278年にまでさかのぼって検討し、ヨ

ハンの長男カレルがイタリアから帰国する1333年までを扱うこととする。

第1節「1333年までの政治的動向」ではまず、貴族たちは強力な王権の復活を恐れていたが、それでもなお、チェコ国家を外に対して代表し、中央ヨーロッパの複雑な国際情勢の中で国内の平和を維持する役割が王に期待されていたことを、通称「ダリミルの年代記」の引用などによって確認する。それに続いて、1333年までのヨハンの外交活動を追う。1320年代から1333年にかけて、ヨハンはローマ王ルートヴィヒと教皇の仲介、シレジアの獲得、リトアニア遠征、二度にわたるイタリア遠征など、活発な外交活動を展開している。

第2節「外交活動における貴族の役割」では、A. ヴァーツラフ3世の死まで(1278—1306年)、B. ヨハンのブラハ獲得まで(1306—1310年)、C. ドマジュリツェの和解まで(1310—1318年)、D. カレルの帰国まで(1318—1333年)の四期に分けて、証書史料をもとに、貴族たちの外交活動における役割が検討される。まず、ヴァーツラフ2世と3世の時代には、王の外交活動に貴族たちの参加は見られるが、明らかに聖職者よりも下位に置かれている。ところが、プシェミスル家断絶後は、新国王選出などで、貴族が完全に主導権を握るようになる。貴族とヨハンが争っていた時期には、王の外交活動に貴族が参加していたことを示す史料はないが、1320年代に入るとヨハンの外交活動は明らかに貴族たちの協力のもとに進められるようになる。特に、ケルンテン大公家と和解し、縁組を進める交渉は、ヨハンの指令のもとに貴族たちが率先してこれを行ない、チェコ王国の代表者としての責務を果たしている。

第3節「国内統治活動における貴族の役割」では、代表的貴族が多数参加して開かれた集会の機能を、第2節と同じ四つの時期に分けて検討する。まず、1278—1283年の混乱期には、ブラハの教会の指導下に、貴族たちが国内の財産をめぐる問題などを監督していたことがわかる。ヴァーツラフ2世の地位が安定するとそうした例は少なくなるが、プシェミスル家の断絶後には、貴族の財産売却などが再びブラハの大規模な集会の承認を得るようになっていく。そしてヨハンとの闘争の時期を通じて、1320年代に貴族の権利が確立すると、ブラハやブルノで開かれる貴族たちの大規模な集会は、財産の売却、譲渡、寄進などについての確認を行なう場として、最高の権威を有するようになる。ヨハンはこの時期にはほとんどチェコには滞在していないが、帰国した際にそうした財産移動を再確認するという手続きも、ほとんど行なわれていない。

第4節「一部の貴族のみに関わる財産譲渡、売却など」では、一地方、あるいは一つ

の家門の枠内で確認の手続きが行なわれている例を、やはり四つの時期に分けて検討する。1278—1283年の混乱期にそうした証書が多いのは、王権が事実上不在になった状況下で各地の領主が所領の安定的確保に努めていたことを示す。また1290年代前半に再びこの種の証書が増えるが、これは王の直轄領と一般所領が正式に区別され、後者には王による確認が不要となったことを示していると思われる。この傾向は14世紀に入ってから続く。また、1320年代になっても、ヨハンが帰国した際に、貴族たちの財産移動を再確認している証書がある。それは、ドイツ騎士団という国際的組織からの所領購入、ブラハの宮廷と関わり深いヴィシエフラトの聖堂参事会からの所領購入、そして交換の対象となった所領が王のレーエンである場合などである。

終章「チェコ王国における王の役割」では、これまでの論旨をまとめ、中世チェコ王国では王権はいかなる役割を担っていたかを考える。11—12世紀のチェコは、広大な森林地帯に囲まれた狭い開墾地に成立した国家であり、全国を一つの家産として掌握しようとするブシェミスル家の君主権も、そうした環境のもとに生まれた。しかし13世紀に大規模な開墾が進められて、周辺部にも多くの貴族の所領が成立すると、王権による統一性は崩される。同時に、周辺諸国の領域形成も進んで複雑な国際的環境が形成されると、王には、周辺諸国とのバランスの上にチェコ国家の安定を維持していくという役割が期待されるようになる。それは時には対外遠征という形をとり、時には君主間の婚姻政策という形をとったが、それがチェコ国家の安定に役立つものとみなされれば、貴族たちは進んでこれに協力した。しかし、国内の問題に関しては、たとえそれが王の財産に関するものであろうと、外国人の手に委ねられることを、貴族たちは厳しく拒絶したのである。王の地位が諸外国の政争の道具となりやすいチェコでは、国内の財産を一種の共同のものとし、これを代表者たちの集会で管理していた貴族たちこそが、国の一体性を根底の所で支えていたのである。



## 〔博士論文審査要旨〕

## 論文題目 中世チェコ王国の貴族と王権

論文審査担当者 阿 部 謹 也  
 中 村 喜 和  
 土 肥 恒 之

本論文は11, 12世紀から14世紀初頭にいたるチェコ王国の王権と貴族の関係の変化を分析したものである。中世チェコ王国は9世紀末にプシェミスル家によって統一され、14世紀にはローマ皇帝を兼ねたカレル四世のもとでヨーロッパの政治の中心となった。しかし1620年にハプスブルク家に併合され、1918年に至るまでチェコは独立した国家として登場することはなかった。このために従来わが国の歴史研究においてはチェコの近現代史が主として対象となり、中世チェコ王国に関してはドイツ史との関連で言及されるにとどまり、チェコ語資料を駆使した研究はほとんどみられなかった。本論文はチェコ人の意識のなかでは今でも非常に強い民族の誇りの源泉となっている中世チェコ王国の歴史をチェコ語やラテン語の史料によりながら分析したわが国ではじめての本格的論文である。

著者の関心は大国のひしめくヨーロッパのほぼ中央でチェコのような小国が周辺の小国に同化されることなく、今日にいたったその経過を知りたいという点にある。しかしながらまさにそれ故にチェコ中世史研究に固有の問題が伴う。中世チェコ王国はドイツ王の支配下にあったのか、それとも独立した地位を保っていたのか、あるいは13世紀に大量のドイツ人がチェコ王国内に移住したいわゆる東方植民はドイツ人による侵略であったのか、それとも「後進的」なスラヴ地域への「先進的」なドイツ文化の移植であったのかという民族的対立を背景にもつ議論が19世紀以降今日にいたるまで歴史研究の底流をなしているからである。

この点について著者は近代的な民族概念を中世に持ち込むことをきびしく批判したフランツ・シュテック・グラウスの方法を支持し、法や国制などに何らかの「ゲルマン的特徴」や「スラヴ的特徴」を求めることも誤りであると批判している。しかしながら現実にチ

ェコ王国と呼ばれる国は存在していた。現代の国家の概念や民族の概念を中世に持ち込むことを避けつつも、中世においてチェコ王国と呼ばれ、自らをその住民と意識していた人々にとってチェコ王国とは何であったのか。この点を著者は具体的な歴史的経過のなかから解明しようとしている。こうしてチェコを最初に「自分たちの国」として感じ、行動した人たち、つまり、中世チェコ貴族の成立と展開が本論文の主たる対象となる。これまでのドイツやチェコ本国における中世史研究がほとんど王権や王の政策に関するものであったことを考えると本論文が貴族に注目しつつチェコ王国史を王権と貴族の関係の変化のなかで分析しようとしていることは新しい視角といえよう。

本論文の構成は次の通りである。

まえがき

#### 第1章 11・12世紀に於けるチェコ王権の性格

- (1) プシェミスル朝チェコ国家の誕生
- (2) 勤務貴族説と豪族層連続説
- (3) 奉仕人村落と非自由人
- (4) 自由農民と騎士について
- (5) 貴族の所領形成

#### 第2章 「貴族身分」の形成過程

- (1) 「コンラート・オタ」の法典
- (2) 13世紀における貴族の政治的活動

#### 第3章 国王ヨハンのいわゆる「王位就任文書」について

- (1) ルクセンブルク朝の開始期の状況
- (2) チェコ王ヨハンの選出
- (3) 文書「A」と文書「B」の関係
- (4) 文書内容の検討
- (5) 総括

#### 第4章 王と貴族の闘争

- (1) ヨハンの評価をめぐる
- (2) 1314年の二重選挙とヨハン
- (3) チェコの主要な貴族たちと、1315年の反乱
- (4) ドマジュリツェの和解

## 第5章 「貴族の寡頭政治」とその展開

- (1) 1333年までの政治的動向
- (2) 外交活動に於ける貴族の役割
- (3) 国内統治活動に於ける貴族の役割
- (4) 一部の貴族のみに関わる財産譲渡・売却など

## 終章 チェコ王国における王の役割

第1章 「11・12世紀におけるチェコ王権の性格」においてはプシェミスル朝の下でチェコが国家としてのまとまりを形成してゆくなかで、王権と貴族の関係がどのような結びつきをもっていたかが主たる問題となる。プシェミスル家は他の同格の豪族たちを排除することによって一部族の地位からチェコの君主に台頭していったのだが、その力は圧倒的な従士団を持っていたことにあるとこれまで説明されてきた。そこでこれらの豪族たちとその従士団、さらにプシェミスル家の従士団がその後どうなっていったのかがまず問題になる。この点についてはチェコの学会内部で二つの説がある。一つはプシェミスル朝の成立の後、豪族層のあり方には制度的に大きな断絶が生じたとする説である。その説によると11世紀以降登場する貴族層はほとんどが君主の従士の出身か、より低い身分の出自のもので、君主に対する奉仕と勤務を通じて社会的に上昇してゆき、貴族領主化していったとされている。これが勤務貴族説であり、F. グラウスや D. トシュシュテークらの研究が主たるものである。

しかしながら勤務貴族説にたつと説明が困難な問題も生じてくる。それは旧豪族層がほぼ断絶したとされるチェコで、後にラントの意識を担うことになる貴族共同体が意外に早く登場してくる点である。これにたいして V. ヴァニェチュクや F. ザイプトらはプシェミスル家登場以前の豪族たちがその固有の権利・領域を守り通し、後の貴族になっていったと主張している。これは豪族層連続説と呼ばれている。著者は勤務貴族説が「コスマスの年代記」の叙述をもとに構想されたものであり、豪族層連続説も証書史料のひとつの解釈としては成立するが、いずれも他説を論破するだけの説得力に欠けると判断し、より具体的な問題に即してこの問題の解明の緒をつかもうとしている。それが奉仕人村落の問題である。

プシェミスル朝が他の豪族を圧倒し得たのがその強力な従士団の力によるものであるとするなら、そのような従士団の保有を可能にした君主の経済的基盤は何であったのかを考えなければならなくなる。そこで注目されるのがプシェミスル家が家内の奴婢に土

地を与えて城や領地管理所のまわりに居住させ、特定の仕事を割り当てた集落である。現在も名称が残る粉屋、馬番、葡萄作り、養蜂など多様な奉仕を行う專業村落が君主の経済的基盤となったというのである。この奉仕人村落についてはトシュシュチークの研究があり、著者は勤務貴族説を支える有力な証拠として評価しつつも、その分析の対象がブシェミスル家以外の所領に及んでいない現状に問題がのこるとしている。

奉仕人村落の前提には12世紀初めにチェコ語で書かれた「コスマスの年代記」の記述をもとにして、12世紀までのチェコでは土地と人とはすべて君主の所有下にあり、農民はその大半が君主にのみ従属した自由身分の農民であったという考え方がある。著者はその点について騎士には上級騎士と下級騎士の区分があり、後者は自由な小土地所有者であったことを指摘し、土地と人間の全てが君主の所有下にあったとする主張には無理があると説いている。著者はついで貴族の所領形成についてすでにレーエン、自由地（アロート）などがみられること、ならびに貸与者の権利が最終的には失われない *Výsluhy* ヴィースルヒ (*Dienstgut*) という土地貸与が君主だけでなく、個々の領主によっても行われていたことを指摘している。ようするに勤務貴族説はあくまでも君主側の論理に基づいたものであり、君主に依存しない有力者の存在も無視しえないものであることを指摘している。

第2章「『貴族身分』の形成過程」においては12世紀後半から13世紀末までに貴族層がどの様にして国政に関与していったかが分析の対象となる。世俗貴族の所領が形成されていた最初の証拠として1180年代の成立とみられる大公コンラート・オタの法典がある。正確な成立年代は不明で、残されているテキストにもオリジナルは二点しかない。本法典はチェコ王国の最初の成文法ともいわれるが、著者はこの法典の個々の条文を検討している。君主の名のもとに各地で裁判権を行使する拠点としての城や領地管理所の役割は変わっていないが、そこにその地方の貴族や騎士が参加し、彼らの列席のもとで裁判が行われることが当然のこととされていた。また、この法典で貴族の世襲の大土地所有が正式に認められ、男子相続人がいない場合には女子が相続できることなどが確認されている。

他方で著者はチェコ王の選出に当たって貴族たちにもみ選出権があったとした1212年のフリードリヒ二世の「シチリアの黄金印勅書」のその後の経過を分析している。1219年にははじめて「ラントの印章」がもちいられ、チェコ貴族層が直接政治活動を行っていた状況が明らかにされている。このような状況の中でヴァーツラフ二世は全国の土地

を王の直轄所領と一般所領にわけ、王は後者からは臨時の税だけを徴収できるものとしている。貴族層台頭の状況があきらかにされるのである。

第3章「国王ヨハンのいわゆる『王位就任文書』について」ではまず1306年にブエミスル家が断絶した後、ルクセンブルク家のヨハンが王として選出された経過が説明される。この説明自体当時のチェコ、フランス、ドイツ、ローマ教皇庁をめぐる全ヨーロッパの政治情勢を如実に描写した興味深いものである。ヨハンが王位につくにあたって「王位就任文書」を出したと言われている。19世紀にF.パラツキーが発見したのがA文書であり、パラツキーはこれを1310年のクリスマスにヨハンがチェコ貴族に与えた文書と解釈していた。ところがほぼ同じ様な文書が1311年にヨハンによってブルノでモラヴィア貴族に与えられている。これをB文書とする。著者はA文書とB文書の内容を検討し、Aは貴族側が特許状の草案として新国王ヨハンに提出したものとする最近の説を採用している。そのうえでA・B両文書の内容を分析する。(1) 貴族の軍役義務の範囲、(2) 王の課税権、(3) 相続規程、(4) 外国人登用などの規程を分析した結果、著者は貴族がこの特許状で王から新たな約束をとりつけたと判断している。B文書の内容はA文書にくらべると貴族にとっては後退しているが、B文書に示されたような貴族の権利を王が認めたことが貴族にとっては大きな成果であったとみなされている。

第4章「王と貴族の闘争」においてはヨハンが1320年にチェコの内政を最終的に貴族たちの手に委ねるまでの両者の闘争の過程が分析されている。

まずこれまでのチェコ、西ドイツ等の歴史学会におけるヨハンの評価を巡る議論が紹介される。貴族と王権との関係の分析に当たっては王権の位置づけがなによりも大切だからである。ヨハンには数多くの危機をくぐり抜けながらも1346年に没するまでチェコ王の地位にあった。しかしこれまでヨハンについてはチェコを裏切った外国人の王という評価も一方でだされている。しかしチェコの歴史家スピェヴァーチェクはヴィッテルスバッハ家とハプスブルク家との闘争に勝ち抜き、ローマ王の地位をルクセンブルク家のものとし、さらに国家をヨーロッパの最高位につけるためにヨハンが払った努力を評価し、その目的はヨハンの死の一月前に長男カレルがローマ王に選出されたことで達成されたとみている。ようするにヨハンの精力的な外交活動によってこの時期にチェコ王国の国際的地位は飛躍的に高められたとしている。しかしながら著者はこの点を承認しながらもスピェヴァーチェクの研究はヨハンの家領政策を中心としたものでこの時期の貴族たちの動向との関連が充分に考慮されていないと批判している。

そこで著者はヨハンが国際舞台で活躍していた時期の貴族たちの動向に目を向けようとしている。イントシフ・ズ・リバーらを代表とする貴族達は1314年にローマ王の選挙を終えてチェコに戻ったヨハンに外国人顧問の退去を要求し、実現させた。1315年には反国王派の反乱がおきるがイントシフが率いる貴族側と妥協が成立し、外国人が再び宮廷の要職につくようになった。しかし1317～18年の反乱に際しては一部の貴族がハブスブルク家と同盟を結び、チェコとモラヴィアは内戦状態となった。ハブスブルク家のフリードリヒはケルンテン大公ハインリヒを再びチェコ王位につけようとしたのでルードヴィヒ・デア・バイエル自ら調停にのり出し1318年にドマジュリツェで和解が成立した。

そこでヨハンは外国人顧問に官職を与えないことを最終的に認め、その際の人事では六つの要職の全てがチェコ各地の貴族に配分されている。こうして貴族達はヨハンとの和解によって内政をほぼ完全に掌握した。本章ではその過程が詳細に叙述されている。

第5章『『貴族の寡頭政治』とその展開』では貴族が内政において実権を獲得した過程を1278年からヨハンの長男カレルが帰国する1333年まで証書史料に基づいて検討している。12世紀後半以後貴族達はそれぞれの地域の事実上の領主、支配者となっていた。このような貴族層にとっては強力な王権の復活は望ましいものではなかったが危うい国際情勢の中で貴族の死活をも制するチェコ国家の安全を確保し、国内の平和を維持するためには王は必要な存在であった。貴族達は国内で実権を掌握しながら、自らも外交活動にかかわらざるをえなくなっていた。著者はそのような貴族の外交活動をA ヴァーツラフ三世の死まで(1278～1306) B ヨハンのプラハ獲得まで(1306～1310) C ドマジュリツェの和解まで(1310～1318) D カレルの帰国まで(1318～1333)の四期にわけて、それぞれの証書史料を用いて分析している。

これらの証書史料の分析によってヴァーツラフ二世と三世の時代にも貴族は王の外交活動に参加していたが、その役割は聖職者よりも小さかったこと、しかるにプシェミスル家断絶後は貴族が新国王の選出をおこなうなど主導権を握るようになり、貴族とヨハンが争っていた時代を除いて、1320年代以降、ヨハンの外交活動が貴族達の協力の下で進められていることなどが明らかにされている。証書史料の分析は本文だけでなく、そこに登場する証人の分析をも含み、極めて煩瑣な仕事であるが著者は丹念に各証書に当たり、これまでほとんど明らかにされていなかったチェコ貴族の外交活動の実際を解明している。

さらに本章においてはまったく同様の手順で貴族達が多数参加して開かれた集会の機能<sup>4</sup>を四期に分けて分析し、主として所領売却などの財産管理をめぐって貴族の権利が確立してゆく経過が明らかにされる。ここで扱われているのは特定の家柄だけでなく多数の貴族の承認が必要なものであるが、注目すべきことに王が不在の間に行われた財産の移動に関しては、王がチェコに戻って後にそれを再確認した文書が残っていないという事実がある。この点については文書の保存状態にも問題がありうるが、貴族自らが証人となり、確認が行われれば充分であったと考える方が妥当であろうと著者は判断している。これらの確認が行われたのはプラハやブルノで開かれた貴族の集会であり、この集会は高い権威を持つものであった。しかしそこに登場してくる貴族達はイントシフ・ズ・リペーヤヒネク・ペルカ・ズ・ドゥッペーなど有力貴族たちであり、これらの貴族たちが下位貴族とは隔絶した地位をしめ、貴族の寡頭政治が実現していた状況が明らかにされている。ここで扱われた財産の管理はこれらの有力貴族達の共同体の一種の共有財産の管理とみなされていたのである。しかもそこでチェコとモラヴィアがそれぞれ別のラントとして意識されていたことも著者は証人のリストの分析によって明らかにしている。

以上のような貴族共同体の共有財産としての所領の移動ではなく、個々の貴族が自分の家臣の財産の移動などを確認した文書群がある。著者はこれらの所領等についても同じく証書史料を用いて四期にわけて分析を加えている。これらはいわば貴族の地方的活動の分析である。

こうしてチェコとモラヴィアの貴族の活動と社会的地位を外交、国内統治、地方的活動の三つの分野で分析した著者は国王ヨハンがルクセンブルク家の領土としてチェコとルクセンブルクの二つの地域を確実に掌握しようとし、チェコ王国の安泰を計るためにシレジアを確保し、ケルンテン大公領の相続権を狙って中央ヨーロッパの政治的バランスのなかでチェコに有利な状態を導きだそうとした限りでヨハンの外交活動は国内の貴族達の十分な協力を得ることができたと判断している。ヨハンはこれらのことを計算にいたした上で、ケルンテン大公との困難な外交交渉をすべて貴族達に委ねているのである。

最終章「チェコ王国における王の役割」においては本論文全体のまとめとして中世チェコ王国において王権が如何なる役割を担っていたかが考察される。古来広大な森林地帯に囲まれた狭い開墾地に成立したために、ブシェミスル家の段階では全国を王家の家産として掌握する試みもある程度は成功し得た。しかし13世紀に大開墾がすすみ、周辺部に多くの貴族領が成立する段階では王権による統一にも困難が生じてくる。しかる

に周辺諸国の領域形成も進み、国際情勢が複雑になると王には周辺諸国とのバランスの上でチェコ国家の安定を維持して行く役割が期待されるようになる。しかしながらプシェミスル二世やヴァーツラフ二世の政策は君主主導型の拡張政策であり、貴族に重い負担をかけるものでもあった。さらにプシェミスル家と違ってルクセンブルク家にはチェコの正当な王家とはいえない面があった。そういう意味でルクセンブルク家には最初から不利な条件があり、そのためにかえて貴族が国の代表者としての地位を主張できるという意識が生まれていた。まさにその時代の王の位置を示すのがヨハンであった。ヨハンは貴族に内政のみならず、外交までときに委ね、自らはチェコの国際的地位の向上につとめたのであった。のちにヨハンの長男のカレルは「祖国の父」と呼ばれる王となっていく。ヨハンの下で弱体化しつつあった王権をカレルは再び強力なものとしてチェコにもたらしたといわれている。本論文は中世チェコの黄金時代を築いたカレル四世が誕生するまでのチェコ王権と貴族の関係を基本史料によりながら解明したものである。

本論文は14世紀初頭までの中世チェコ王国の王権と貴族の関係についてチェコ語史料を駆使したわが国最初の研究である。チェコの学会のみでなく、西ドイツの学会の成果をも取入れ、従来王の政策にのみ目を向けがちであった研究のかたよりを国内の貴族に焦点を当てることによって王権と貴族の関係を分析した研究である。その際、王と貴族の所領の構造について奉仕人村落の分析や貴族の所領形成に詳しい調査がなされており、さらに貴族の外交、内政、地方行政についても証書史料を用いて詳細な分析が加えられた点が本論文の大きな功績といえよう。カレル四世以後のチェコの歴史についてはこれまである程度の概観は与えられている。しかしヨハンの時代について、国内の貴族所領の形成や貴族の外交活動にまで目を向けた研究はほとんど行われていなかったから、本論文は今後のわが国のチェコ中世史研究の出発点として評価されるものといえることができる。

もとより本論文が対象としているヨハンの時代についても特に都市と都市貴族層と王権との関係の分析が行われておらず、また東方植民の経過とその結果についても著者は今後の課題としている。これらの欠点はあるが本論文は新しい研究視角の設定と先行する研究の適切な評価、さらに周到な史料の吟味などによって新たな成果を生みだした。よって一橋大学社会学博士の学位を授与するに相応しい業績であると審査員一同は一致して判断した。

1989年5月17日